

## 焼津市競争入札参加資格 変更届出要領（建設工事）

焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱に定める有資格者名簿に登録された事項に変更があった場合の手続きについては以下のとおりです。

変更の事実があつてから速やかに届出をしてください。

### 1 届出方法

■郵便による送達又は持参

■提出書類はA4サイズ（原本類がA4でない場合は、A4に変倍）で作成し、クリップ留めをしてください。ファイル等の綴じ込みは不要です。

### 2 提出先（問合先）

〒425-8502 焼津市本町二丁目16番32号

焼津市総務部契約検査課契約担当

電話 054-626-1119（直通） F A X 054-626-1136

### 3 受付期間

随時で受け付けます。

### 4 提出書類

■焼津市競争入札参加資格変更届出書（建設工事）（様式10号）に変更事由を証明する書類を添付してください。

(1) 提出部数 1部

(2) 変更事由ごとに提出する書類

変更事由	添付書類
商号又は名称（有限会社から株式会社への変更を含む）	次のいずれかの書類 ア 受付印のある変更届出書（建設業許可申請様式第二十二号の二の写し） ※1 イ 商業・法人登記履歴事項全部証明書（法人の場合・写し可） ※2
代表者（法人の場合）	①次のいずれかの書類 ア 受付印のある変更届出書（建設業許可申請様式第二十二号の二の写し） ※1 イ 商業・法人登記履歴事項全部証明書（写し可） ※2 ②使用印鑑届兼委任状（様式3号・支店や営業所の支配人等に委任している場合・写し不可） ③誓約書（様式4号・写し不可）

法人の代表者氏名（改姓、改名）	①商業・法人登記履歴事項全部証明書（写し可） ※2 ②使用印鑑届兼委任状（様式3号・支店や営業所の支配人等に委任している場合・写し不可） ③誓約書（様式4号・写し不可）
個人事業主の氏名（改姓、改名）	①住民票（写し可） ・相続等により代表者が変更になった場合は、変更届ではなく、特例申請による資格審査を改めて受けていただく必要があります。 ②使用印鑑届兼委任状（様式3号・写し不可） ③印鑑証明書（写し可） ④誓約書（様式4号・写し不可）
主たる営業所（本社）の所在地	・市町村合併や区画整理事業等による住居表示変更の場合は、市区町村の発行する証明書のみ提出でも構いません。
法人の場合	次のいずれかの書類 ア 受付印のある変更届出書（建設業許可申請様式第二十二号の二の写し） ※1 イ 商業・法人登記履歴事項全部証明書（写し可） ※2
個人事業主の場合	住民票（写し可）
主たる営業所（本社）又は委任先の営業所の電話番号・ファクシミリ番号・電子メールアドレス	
委任先の営業所（委任先の設定及び変更）	①営業所一覧表（建設業許可申請書別紙二(1)又は(2)の写し）（変更先の営業所の許可業種が記載されているもの） ※3 ②使用印鑑届兼委任状（様式3号・写し不可）
委任先の営業所の名称又は所在地	受付印のある変更届出書（建設業許可申請様式第二十二号の二の写し） ※1
受任者（権限を委任されている者・設定及び変更）	使用印鑑届兼委任状（様式3号・写し不可）
受任者の役職名又は氏名（改姓、改名等）	使用印鑑届兼委任状（様式3号・写し不可）
委任の取りやめ	
実印・使用印鑑	①使用印鑑届兼委任状（様式3号・写し不可） ②印鑑証明書（写し可・実印を変更する場合）

建設業許可の種類・区分（許可換え又は特定・一般の区分変更）	次のいずれかの書類 ア 受付印のある建設業許可申請書（様式第一号）及び別紙二(1)又は(2)の写し ※3 イ 許可証明書 ウ 許可の通知及び建設業許可申請書別紙二(1)又は(2)の写し ※3	
営業所の専任技術者（市内業者の場合）	専任技術者証明書（建設業許可申請様式第八号の写し）※4	
技術者資格等の変更（市内業者の場合）	雇用	①資格証書等（写し可）又は実務経験証明書 ②雇用を証明する書類（写し可）※5
	資格取得	資格証書等（写し可）
	退職	
組合員の構成（事業協同組合や協業組合等の場合）	組合員名簿	

## 【注】

※1 「受付印のある変更届出書（建設業許可様式第二十二号の二）」について

○建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第8条及び第9条の関係書類を言います。

※2 「商業・法人登記履歴事項全部証明書」について

○登記事項証明書の提出が登記処理のために遅れる場合は、株主総会の議事録の写しを添付し、登記完了後速やかに提出してください。

※3 「建設業許可申請書（様式第一号）及び別紙二(1)又は(2)」について

○建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第2条の関係書類を言います。

※4 「専任技術者証明書（建設業許可申請書様式第八号）」について

○建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第3条の関係書類を言います。

※5 「雇用を証明する書類（写し可）」について

○健康保険被保険者証（写）等を提出される際は、「保険者番号」、「被保険者等記号・番号」及び【QRコード】をマスキングの上、コピーしたものを提出してください。

健康保険被保険者証	本人（被保険者） 記号	令和〇年〇月〇日 番号	マスキング	マスキング
氏名	〇〇 〇〇			
生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日			
性別	〇			
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日			
事業者名称	株式会社〇〇		QRコード	マスキング
保険者番号	マスキング			
保険者名称	〇〇〇〇			
保険者所在地	〇〇市〇〇区〇〇			

- 下記の登録業種の廃業、入札参加資格の辞退、解散等の場合は廃業等届出書（様式 11 号）にその内容を記入の上、提出してください。

事由	説明および添付書類
競争入札参加資格登録業種（建設業許可）の一部廃業	複数の登録業種がある場合で、その内の一部を廃業する場合 次のいずれかの書類 ア 受付印のある廃業届（建設業許可申請様式第二十二号の四の写し）及び建設業許可申請書別紙二(1)又は(2)の写し ※6 イ 許可証明書
競争入札参加資格の一部辞退	複数の登録業種がある場合で、その内の一部の入札参加資格の登録を抹消する場合
解散又は廃業	解散又は廃業をした場合 受付印のある廃業届（建設業許可申請様式第二十二号の四の写し） ※6
競争入札参加資格の辞退（登録抹消の申し出）	登録業種全ての登録を抹消する場合
建設業許可の取消し	建設業許可が取消しになった場合 許可取消通知（写し可）

**【注】**

※6 「受付印のある廃業届（建設業許可申請様式第二十二号の四）」について

○建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第10条の3の関係書類を言います。

※7 「受付の確認」について

○申請書提出の際には、市からは、申請書類が受付されたことを証する受付票は発行しません。

○受付確認が必要な方に対しては、以下のとおり対応します。

- ・申請書類送達の場合は、63円切手を貼付した確認用はがき（返信先を記入のこと）を同封していただければ、受付印押印後、速やかに送付します。
- ・申請書類持参の場合は、様式10号の写しをご用意いただければ、受付印押印のうえ返却します。

※8 各様式について

○提出書類の各様式は、当市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてください。

<http://www.city.yaizu.lg.jp/g01-004/henkou-tetuduki.html>